



# 佐賀県公報

平成18年  
7月26日  
(水曜日)  
第 12784号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

規 則

告 示

- ◎佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (八四・生産者支援課) 一
- 平成十八年度木材業者及び製材業者の登録
- 落札者等の公示
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- 鳥栖警察署改築電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札
- 鳥栖警察署改築機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札

(四八八・林業課) 二

(情報・業務改革課) 三

(建築住宅課) 三

(県民協働課) 三

( ) 四

( ) 四

( ) 五

( ) 五

(規則・一五) 七

( ) 八

( ) 九

( ) 九

## 公布された規則のあらまし

- 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第八四号)

- 1 経営等改善資金の特認資金の中に力キ養殖業省力化機器設置資金を新設することとした。(別表関係)

- 2 その他所要の改正を行なうこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

## ○ 規 則

### ◎佐賀県規則第八十四号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和五十五年佐賀県規則第三号) の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号イ(3)中「ただし、(1)及び(2)の経営に当たつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。」を削り、同号に次のように加える。

二 イ(1)及び(2)の経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められていること。

別表の一の表の十二の項及び十三の項を次のように改める。

十三 特認 資金	イ ノリ養 殖作業省 力化機器 設置資金	十二 漁具損壊防止機器 等購入資金 用	漁具の標識 (灯火付 きブイ及びレーダー反 射器付きブイをいう。 で付表に定める基準に 適合するものの購入費 用)	個人にあつては一 人につき七十万円、 団体又は会社にあつ ては一団体又は一社 につき百三十万円	五年以内
一 沖しほり分離機 二 ノリ移送ポンプ	次に掲げる機器の設 置費用	沖しほり分離機を 設置する場合にあつ ては一台につき六十 万円、ノリ移送ポン プ含む。)	五年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)		

		附 則		
置資金	□ 力キ養殖業省力化機器設置費用			
	力キ脱貝機の設置費用	一台につき百万円	百七十万円	プを設置する場合にあつては一台につき
		五年以内(据置期間一年以内を含む。)		

この規則は、公布の日から施行する。

●告示

○佐賀県告示第四百八十八号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十八年度木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成十八年七月二十六日

佐賀県知事 古川康

## 木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木武第22号	平成18年7月14日	武雄市橋町大字大日1146番地	古川木材	古川 春子

## 製材業者

登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐製武第17号	平成18年7月14日	武雄市橋町大字大日1146番地	古川木材	古川 春子

## ○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年7月26日

取支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

出迎

出

購入物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピューター式 815台

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札公告を行った日

平成18年4月17日

落札者を決定した日

平成18年5月29日

落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

佐賀リユース株式会社

代表取締役 寺島 典夫

(2) 住所

佐賀市兵庫町大字瓦町四本松1082番地

6 落札金額

77,188,650円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年9月14日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年7月26日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成18年7月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人それいゆ

(2) 代表者の氏名 江口 寧子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市鍋島一丁目9番2号

(4) 定款に記載された目的

本会は、障害者基本法、社会福祉事業法等の理念に則り、障害者に対し、自立支援活動に関する事業を行うことで、その権利を守り、社会経済活動に参加する能力を身につけさせ、要介護になることを予防し、助け合いながら、いつまでも生き甲斐の生活が送れるよう支援とともに、療育を必要とする父母が、安心して預けることができ、そこで過ごす子供たちが、心身共に健やかに育成されるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月26日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
19	唐津市和多田西山4369番2	平成18年7月18日	6.00~6.04	53.97(53.85)

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

鳥栖警察署改築電気設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行ないます。

佐賀県知事 古川 康

## 1 工事概要

- (1) 工事名 鳥栖警察署改築電気設備工事
- (2) 工事場所 鳥栖市元町
- (3) 工事内容 庁舎改築に伴う電力設備、受変電設備、発電機設備その他電気設備及び構内配線路

## (4) 工期 約12か月

## 2 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件  
ア すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 県内に本店を有する建設業者であること。

(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により電気工事Aの決定を受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札日までの間に受けていないこと。

(エ) 入札参加資格の確認基準日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(オ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

(カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。）として平成8年4月1日から平成18年3月31日までに竣工した建築物の電気工事（改修工事を含む。）として、1件当たり8千万円（共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額）以上の施工実績を有すること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 電気工事に係る監理技術者を専任で配置できるものであること。  
ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できるものである

こと。

- (2) 構成員の数  
2社とします。

- (3) 出資比率

すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。

- (4) 代表者の要件

最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。

- (5) 存続期間

ア 県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで

イ 県工事の相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

- 3 入札参加申請書及び提出資料

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- (2) 共同企業体協定書

- (3) 共同企業体編成表

- (4) 資格要件の施工実績調書及び実績を証する書類

- (5) 配置予定技術者調書

- (6) 経営事項審査結果通知書の写し（平成17年2月1日以降を審査基準日とするもの）

- 4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

- 3(1)の公募型指名競争入札参加申請書は、佐賀県電子入札システムに登録するものとします。また、3(2)から(6)までは、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。

- (1) 受付期間 平成18年8月1日(火)から8月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつ

ては、午前9時から午後4時まで)。

- (2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話番号0952-25-7166

- 5 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定します。

- 6 入札予定期

平成18年9月

- 7 その他

入札参加申請書及び提出資料については、佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.sagalg.jp>)に掲載します。

なお、佐賀県電子入札システムの詳細については、佐賀県ホームページのトップ画面の右上にある電子入札タブから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」の内容を確認してください。(佐賀県電子入札システムの取扱要領、マニュアル等を掲載しています。)

問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(郵便番号

840-8570佐賀市城内一丁目1番59号新行政棟9階)電話番号0952-25-7166

鳥栖警察署改築機械設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。  
また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行ないます。

平成18年7月26日

佐賀県知事 古川 康

(イ) 烏栖警察署改築工事及び烏栖警察署改築電気設備工事の入札参加申請者(構成員を含む。)でないこと  
 イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

- (ア) 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。)として平成8年4月1日から平成18年3月31日までに竣工した建築物の管工事(改修工事を含む。)として、1件当たり8千万円(共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額)以上の施工実績を有すること。

- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ア すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

(イ) 県内に本店を有する建設業者であること。

(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により管工事Aの決定を受けて

いること。

(イ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札日までの間に受けていないこと。

(イ) 入札参加資格の確認基準日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(ア) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において適用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

- (2) 構成員の数  
 2社とします。
- (3) 出資比率  
 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。
- (4) 代表者の要件  
 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。
- (5) 存続期間  
 ア 県工事の相手方となつた者  
 イ 県工事の相手方とならなかつた者  
 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで  
 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで
- 3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 資格要件の施工実績調書及び実績を証する書類

(5) 配置予定技術者調書

(6) 経営事項審査結果通知書の写し(平成17年2月1日以後を審査基準日とするもの)

#### 4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

3(1)の公募型指名競争入札参加申請書は、佐賀県電子入札システムに登録するものとします。また、3(2)から(6)までは、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。

(1) 受付期間 平成18年8月1日(火)から8月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日にあつては、午前9時から午後4時まで)。

(2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)電話番号0952-25-7166

5 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定します。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

#### 6 入札予定期間

平成18年9月

#### 7 その他

入札参加申請書及び提出資料については、平成18年7月26日(水)から8月9日(水)まで佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp>)に掲載します。

なお、佐賀県電子入札システムの詳細については、佐賀県ホームページのトップ画面の右上にある電子入札タブから、「佐賀県電子入札システム専用

ホームページ」の内容を確認してください。(佐賀県電子入札システムの取扱要領、マニュアル等を掲載しています。)

問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(郵便番号840-8570佐賀市城内一丁目1番59号新行政棟9階)電話番号0952-25-7166

## ○ 教育委員会事項

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則等に関する規定

平成十八年七月一日十六日

佐賀県教育委員会

松原 昭 三 勝 誠 一 部

### ○佐賀県教育委員会規則第十五号

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則

(発布)

**第1条** 本規則は、佐賀県立中学校(以下「中学校」といへる)の通学区域(以下「学区」といへる)について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

**第1條** 中学校の学区は、別表のとおりである。

(入学の志願等)

**第1條** 中学校に入学(転入学を含む。以下同じ。)する者は、又は在学する者は、その者と、その保護者の住所の存する市町の属する学区(以下「所属学区」といへる)の中学校に入学するを志願し、又は在学したくなるものとする。

(入学の志願等の特例)

**第1條** 中学校に入学し得ない者又は在学する者で、又は在学する者の親が、前条の規定にかかるが、佐賀県教育委員会の許可を得て所属する他の中学校に在学する者がいるが、

(勧告)

**第五条** 中学校の校長は、この規則に抵触する生徒があつた場合には、本人及びその保護者に対し、速やかに適宜の措置をとるよう勧告しなければならない。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行し、平成十九年四月一日以降に中学校に入学する者について適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に中学校に在学している者に係る学区については、なお従前の例による。

3 中学校の第一学年に入学しようとする者は、当分の間、第三条及び第四条の規定にかかわらず、所属学区に隣接する学区内の中学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該中学校の募集定員の数の二十分の一を超えないものとする。

4 中学校に入学しようとする者で、その保護者の住所が、次の表の上欄に掲げる区域に存するものは、当分の間、第三条、第四条及び前項の規定にかかるわらず、その所属学区内の中学校のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる中学校を志願することができる。

神埼市千代田町	佐賀県立致遠館中学校
唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島	佐賀県立致遠館中学校 佐賀県立香楠中学校
佐賀市(旧三瀬村の区域に限る。)	佐賀県立武雄青陵中学校

**別表(第一条関係)**

学区	区 域	学区内の中学校
東部	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀県立香楠中学校
中部	佐賀市、多久市、小城市、川副町、東与賀町及び久保田町	佐賀県立致遠館中学校
北部	唐津市及び玄海町	佐賀県立唐津東中学校
西部	伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町	佐賀県立武雄青陵中学校

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成十八年七月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

**○佐賀県教育委員会規則第十六号**

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則  
佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

**別表第一中**

佐賀県立武雄高等学校	全日制課程	普通科	昼間
佐賀県立武雄青陵高等学校	全日制課程	普通科	昼間
を			

「佐賀県立武雄高等学校 全日制課程 普通科 昼間」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた課程及び学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第一に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間、存続するものとする。

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十七号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項の表に次のように加える。

佐賀県立香楠中学校	佐賀県立鳥栖高等学校
佐賀県立武雄青陵中学校	佐賀県立武雄高等学校

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

- 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「佐賀県立武雄高等学校」を「佐賀県立武雄高等学校」に改める。

佐賀県立武雄青陵高等学校

附 則

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(施行期日)  
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日以後に高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月二十六日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷